

SMBC
三井住友銀行

二子玉川支店

〒158-0094
東京都世田谷区玉川2丁目24番9号
TEL 0570-043-195 (代)

桜新町支店

〒154-0015
東京都世田谷区桜新町1丁目14番14号
TEL 0570-043-195 (代)

一歩先行く 貴重な農地(緑地)を組合員と共に保全し環境維持に貢献します **畑のちから**



世田谷目黒農協ホームページ
<https://www.ja-setagame.or.jp/>
TEL 03-3428-8111

JA 世田谷目黒
東急田園都市線 桜新町駅北口前

東京都世田谷区の写真館 **小川写真館**
Photo Technical OGAWA

撮影スタジオ完備 出張撮影も承ります

証明写真・七五三・成人式

世田谷区中町5丁目31-15
営業時間 8:00~20:00
土日は18:00まで不定休
電話 03-3703-0495
ogawasta@max.odn.ne.jp

「桜新町駅」より徒歩5分
桜新町式場

事前相談をご活用ください
葬儀プラン 診断

イベント情報記帳中！LINEからもご予約いただけます
LINE 友だち募集中！

03-3418-3591

玉川だより 令和7年8月31日発行 玉川納税貯蓄組合連合会 制作/玉川納税貯蓄組合連合会広報部 電話03(3709)9181



中町納涼盆踊り大会 (主催: 中町四・五丁目町会、中町商店会)

撮影: 小川写真館 小川祐一郎

玉川だより

第135号
令和7年8月31日
玉川納税貯蓄組合連合会

特集 中町商店会

目次

署長着任のごあいさつ・官公庁異動情報	2	The KAO(中町商店会)	
第72回定期総会	3	小川写真館	10
令和7年度 事業実施計画	4	協賛企業広告	11
令和7年度 行事予定表	5	春の納税キャンペーン	12
東京納税貯蓄組合総連合会 定期総会	6	玉川税務署からのお知らせ	13~15
役員紹介	7	世田谷区役所からのお知らせ	16
玉川税務署新任幹部代表と 玉川納税貯蓄組合連合会との意見交換会	8	世田谷都税事務所からのお知らせ	17
中学生の「税についての作文」の取り組みについて	9	協賛企業広告	18~19

署長着任のごあいさつ



玉川税務署長
飯田 浩二

この度の人事異動により、広島国税局柳井税務署から転任してまいりました飯田でございます。前任の清田と同様、変わらぬご厚誼のほどよろしくお願い申し上げます。

秋山会長をはじめ、玉川納税貯蓄組合連合会の役員並びに会員の皆様には、e-Taxやキャッシュレス納付の利用拡大、租税教育など税務行政全般に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この機会をお借りいたしまして、私の簡単な自己紹介をさせていただきます。

私は福岡市の出身で、年齢は乙巳年生まれの59歳です。昭和59年に東京国税局に採用され、最初に日本橋税務署に配属となり、その後、管内税務署や総務部厚生課で勤務しておりましたが、ここ10年は、関東信越国税局春日部税務署副署長、国税庁長官官房福岡派遣国税庁主任監察官、税務大学校総合教育部主任教授など、東京国税局を離れておりました。

世田谷区での勤務は初めてとなりますので、貴連合会の皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、貴連合会の皆様におかれましては、「中学生の税についての作文」事業を通じて租税教育の推進にご尽力いただいているほか、「税を考える週間」街頭キャンペーンにおけるキャッシュレス納付に関するチラシ等の配布、「電子申告利用・消費税完納推進宣言式」によるe-Taxの利用推進及び消費税の期限内完納の周知・広報な

ど、精力的に活動されています。これらの多岐にわたる熱意ある活動に対しまして、深く感謝申し上げますとともに、改めて敬意を表するところでございます。

また、オンライン利用率の向上に向けた取組といたしましては、引き続き、法人税のALLe-Tax、相続税申告、所得税のスマホ申告、納税証明書のオンライン請求などの申告・申請手続におけるe-Tax利用、国税納付手続におけるキャッシュレス納付の利用につきまして、組合員の皆様に対しての周知・広報にご協力をお願いいたします。

なお、令和7年度は、納付機会の多い「源泉所得税のキャッシュレス納付」の推進に局署を挙げて力を入れて取り組むこととしております。キャッシュレス納付方法の内、「自動ダイレクト」では所得税徴収高計算書の提出と納付手続を同時に行うことができることから、更に便利になっておりますので、積極的なご利用をお願いいたします。

貴連合会の皆様におかれましては、これまでも制度の周知・広報活動にお力添えをいただいているところではございますが、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、貴連合会の益々のご発展と役員並びに会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げます、着任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

玉川納連第72回 定期総会

令和7年5月19日(月)午後6時より、玉川区民会館4階にて第72回定期総会が行われました。



<総会>

小舘副会長司会のもと、議長席には秋山会長が就き、議事は滞りなく進行しました。議事録署名人の選任、第1号議案から第4号議案(令和6年度事業報告承認の件～令和7年度事業計画・収支予算承認の件)及び第5号議案(任期満了に伴う役員改選の件)の全てが承認されました。

来賓祝辞では玉川税務署長 清田様、世田谷都税事務所長 三浦様、世田谷区財務部長 田村様よりご祝辞、ご挨拶を賜りました。

改めて再選された秋山会長のもと新体制で、税に関するPR活動・e-TaxやeLTAXについての普及活動「税についての作文」に代表される租税教育活動など、税務協力団体としての活動を担うとともに税務行政のDXも推進していくことで、納税者の皆様の利便性の向上も目指してまいります。

<懇親会>



写真：小川祐一郎 撮影

女性部の廣部副会長の司会で懇親会が開催されました。

秋山会長の挨拶、玉川税務署副署長 坪田様の乾杯でスタートいたしました。

ご来賓の皆様のご紹介とご挨拶、粛々と進められた第一部から一転、会員の皆様と和やかで有意義な交流の場となりました。このような場が皆様にとって、情報発信や交流の場になる事が地域活性化に繋がるとも感じております。組合員の皆様にご理解ご協力を賜り、ありがとうございました。今年度も引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

広報部担当副会長 村上 妙



玉川税務署 (令和7年7月10日付)

役職	旧 (氏名・転出先)	新 (氏名・旧所属)
署長	清田 康隆 (東京国税局 総務部 厚生課)	飯田 浩二 (広島国税局 柳井税務署 署長)
副署長 (管理運営・徴収・法人)	坪田 千尋 (留任)	坪田 千尋 (一)
副署長 (総務・個人・資産)	村上 篤 (札幌国税局 札幌北税務署 特別国税調査官 (所得税等) 担当)	水村 聡 (保土ヶ谷税務署 特別国税調査官 (資産税) 担当)
総務課長	山田 理恵子 (東京国税局 調査第三部 調査総括課 課長補佐)	中西 学 (新宿税務署 徴収第1部門 統括国税徴収官)
管理運営第1部門 統括官	岸 裕美子 (留任)	岸 裕美子 (一)
管理運営第1部門 総括上席徴収官	佐藤 敦 (日黒税務署 管理運営第1部門 連絡調整官)	齋藤 舞美 (東村山税務署 管理運営第4部門 上席国税徴収官)
管理運営第1部門 国税徴収官	二木 徹 (留任)	二木 徹 (一)

東京都世田谷都税事務所 (令和7年4月1日付)

役職	旧 (氏名・転出先)	新 (氏名・旧所属)
所長	福留 敬一 (中野都税事務所)	三浦 仁 (千代田都税事務所)
副所長兼総務課長	椎名 礼子 (都税総合事務センター 副所長兼総務課長)	寺田 秀和 (渋谷都税事務所 副所長兼総務課長)
総務課 課長代理 (相談広報担当)	佐藤 昌介 (品川都税事務所 徴収課 納税担当)	小宮山 楠緒子 (新宿都税事務所 法人事業課)

世田谷区役所 (令和7年4月1日付)

役職	旧 (氏名・転出先)	新 (氏名・旧所属)
財務部長	阿部 辰男 (世田谷区産業振興公社(派遣))	田村 朋章 (砧総合支所地域振興課長)
課税課長	山本 和位 (留任)	山本 和位 (一)
課税課管理係長	岡田 英朗 (留任)	岡田 英朗 (一)
納税課長	末竹 秀隆 (留任)	末竹 秀隆 (一)
納税課管理係長	阿部 洋史 (留任)	阿部 洋史 (一)

令和7年度 事業実施計画

自 令和7年4月1日～至 令和8年3月31日

基本方針

玉川納税貯蓄組合連合会は、国家繁栄の礎である租税の適正公平な課税と徴収の確保のため、各税務官庁・税務署協力団体からのご支援・ご協力を得ながら、期限内納税の推進及び納税道義の高揚を目的として各事業に取り組むとともに、会活動活性化・財政基盤の安定化を推し進めるため、組合員の増強並びに地元商店街、区民との交流を積極的に図っていきたくと考えています。

令和7年度の事業計画においては、滞納未然防止のための期限内納税・振替納税並びに電子申告・キャッシュレス納付等の更なる利用推進のための普及活動を充実させるため、会報及びホームページを効果的に活用するほか、各事業活動を通じ、玉川地域の

商店街振興組合や商店会との関係を更に発展させてまいります。



- 1 滞納未然防止のための期限内納税、振替納税の促進キャンペーン
- 2 e-TAX、eLTAX、キャッシュレス納付の利用推進と普及活動の実施
- 3 個人番号（マイナンバー）制度利用促進
- 4 中学生に対する租税教育の推進
- 5 税を考える週間の各商店街への啓蒙活動
- 6 電子申告利用・消費税完納推進宣言式の実施
- 7 青年部・女性部基盤強化
- 8 研修会の実施
- 9 会報「玉川だより」発行による情報提供の拡大推進
- 10 ホームページを通じての情報提供
- 11 財源確保のための事業の実施



<https://www.tamagawanouren.org/>

玉川納税貯蓄組合連合会 令和7年度行事予定表

自 令和7年9月1日～至 令和8年3月31日

月	日	事業名	実施場所	
9		東総連 リーダー会議	上野精養軒	
		東総連 研修参加者交流会	上野精養軒	
	9	正副長会・理事会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所	
	中旬	中学生の「税についての作文」審査会（開始）	作文PDFファイルにてメール送信 採点返信	
	下旬	中学生の「税についての作文」審査会（締切）	作文PDFファイルにてメール送信 採点返信	
	下旬	青年部・女性部合同 日帰りバス研修会	未定	
		東総連への作文期限依頼	東総連事務局	
10		東総連「税についての作文」審査会	上野精養軒	
	14	正副長会・理事会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所	
	中旬	三署連 連絡協議会	世田谷納税貯蓄組合連合会 主催	
	17	城南地区協議会	玉川区民会館	
	18-19	尾山台フェスティバル	ハッピーロード尾山台	
11	11	正副長会・理事会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所	
	初旬	税を考える週間 袋詰め作業	未定	
	11	中学生の「税についての作文」最優秀作品 展示	玉川高島屋	
	13	納税表彰式 式典	オークラレストランスカイキャロット	
	17	税を考える週間 キャンペーン	未定	
	下旬	東総連 青年部・女性部バス研修会	未定	
12		東総連 第3回正副長会議	上野精養軒	
		東総連 第3回常任理事会	上野精養軒	
	4	中学生の「税についての作文」表彰	玉川税務署	
	9	正副長会・理事会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所	
	25	一日税務署長	玉川税務署	
	中旬	世田谷都税事務所 表彰式	世田谷都税事務所	
	中旬	玉川だより136号 編集会議	未定	
	1	東総連 正副会長年始挨拶	東京都主税局	
1	上旬	東総連 正副長会	東京都主税局	
	上旬	玉川税務署幹部 新年挨拶	玉川税務署	
	上旬	玉川だより136号 取材	未定	
	上旬	正副長会・理事会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所	
	中旬	東総連 新年賀詞交歓会及び納税表彰者 祝賀会	上野精養軒	
	中旬	令和7年度 納貯功労者表彰式	上野精養軒	
	下旬	令和8年 新年賀詞交歓会	上野精養軒	
	下旬	令和7年度 納税表彰受賞者祝賀会	上野精養軒	
	26	東総連 新春セミナー・賀詞交歓会	二子玉川エクセル東急ホテル	
	下旬	玉川だより136号 校正会議	未定	
	下旬	中学生の「税についての作文」最優秀作品 展示開始	尾山台地区会館	
	2	上旬	電子申告利用・消費税完納推進宣言式 袋詰め作業	未定
		5	電子申告利用・消費税完納推進宣言式	未定
			正副長会・理事会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所
中旬		東総連 地区連合会長及び経理担当者合同会議		
中旬		東総連 研修会	上野精養軒	
中旬		東総連 研修参加者交流会	上野精養軒	
3	中旬	玉川だより136号 配送作業	(株)エイケン	
	上旬	正副長会・理事会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所	
	下旬	東総連 地区連合会長及び経理担当者合同会議	上野精養軒	
	下旬	東総連 研修会	上野精養軒	

東京納税貯蓄組合総連合会 定期総会に出席して

第69回定期総会に出席して

令和7年6月16日 上野精養軒にて



第69回定期総会が令和7年6月16日(月)上野精養軒で開催されました。玉川納連 秋山会長、和田副会長、小川副会長、廣部副会長、村上副会長、和田敦思の計6名が出席いたしました。

定期総会での議事は滞りなく進行しました。第1号議案から第6号議案(任期満了に伴う役員選任の件)の全てが承認されました。

御来賓は東京国税局から玉生徴収部長、東京都から武田主税局長など行政機関をはじめ、税務協力団体から多数ご臨席いただき、ご祝辞を賜りました。新しく4地区連の会長も誕生し、近藤会長のもと新役員とともに令和7年度もスタートいたしました。

総会後に開かれた懇親会では、皆様と交流を深

めることができました。東京納税貯蓄組合連合会は昭和31年の創設以来、各地区連合会と緊密な連携の下、税知識の普及と納税思想の高揚を基調に期限内納税の推進や租税教育の充実に取り組んでまいりました。新体制により近藤会長を中心とした今後も組織基盤強化と税の普及啓発など納貯活動の充実拡大に取り組んでいく所存でございます。

初めて参加させていただき、各納連の方々と有意義な交流ができ、活気ある玉川納連をさらに目指していこうと決意改め、和やかななか閉会となりました。

渉外部長 和田敦思



東京納税貯蓄組合総連合会ご提供

役員紹介

会長

会長 秋山 としこ



日頃より玉川納税貯蓄組合連合会の運営にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

この度の役員改選で改めて会長に就任いたしました。組合員の皆様には引き続きご理解ご協力をお願い申し上げます。

近年、社会・経済の国際化・IT化や、少子・高齢化が急速に進み、税務を取り巻く環境も大きく変化しております。これら時代の変化に的確に対応し適正かつ公平な課税の実現と、円滑な租税収納の一助となる様、懸命に取り組む所存です。

私自身、当会の更なる発展のために全力を尽くしてまいりますので、会員及び関係者の皆様の、なお一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

総務部

総務部担当副会長 和田 康弘



日頃より玉川納税貯蓄組合連合会の運営にご協力いただきありがとうございます。

7月の玉川税務署新任幹部との「意見交換会」も滞りなく終わりました。

今後の行事は、9月「税についての作文」、10月「尾山台フェスティバル」、11月「税をを考える週間」、地域住民の方々との交流を更に強め、多くの方に啓蒙活動を一層励んで参ります。

引き続き会員・役員の皆様にはご協力の程、よろしくお願いたします。

財務部

財務部担当副会長 秋山 美奈



玉川納税貯蓄組合連合会では、新しい納税貯蓄組合様のご加入もあり、ますます活発な活動が行えるようになってまいりました。

一団体の年会費5,000円～をもとに、都・区からの補助金、尾山台フェスティバル参加などで活動費を捻出しております。限られた予算のなか、会員

皆様の多大なご協力のお陰で有意義な活動が活発に行われております。

納税者として税に興味を持ち、また、キャンペーンや研修会などを通して税に関する様々なことを多くの地域の方々と一緒に考えていく機会も持てました。

このような納税貯蓄組合の活動にご賛同いただける新しい会員の皆さまをお待ちしております。是非お知り合いの方々にお声掛けをお願いいたします。

納税貯蓄組合は3名以上の賛同者で発足できます。詳細につきましては財務部会までご連絡いただければと存じます。

研修部

研修部担当副会長 小川 祐一郎



国税庁と納税貯蓄組合連合会の共催事業である中学生の「税についての作文」は、租税教育推進の一環として毎年多くの中学校にご協力いただき感謝申し上げます。

今年も6月末日に、玉川税務署様、玉川間税会様(「税の標語」応募)、東京税理士会玉川支部様(租税教室開催)、そして当納連(「税についての作文」応募)より近隣中学13校にご案内をいたしました。

感性豊かな中学生の作文、今年も更なる素晴らしい作品を大いに期待しております。

渉外部

渉外部担当副会長 木村 高章



10月18日(土) 19日(日)は尾山台フェスティバル、11月は「税をを考える週間」、来年2月は「電子申告利用・消費税完納推進」宣言式典及びキャンペーンを開催予定です。

地域の皆様、お世話になりますが、ご協力の程よろしくお願いたします。

青年部・女性部

青年部担当副会長 小館 洋
女性部担当副会長 廣部 雅子



この度役員改選で女性部担当副会長に拜命いたしました、廣部雅子でございます。

青年部と共に皆様にお役に立てる研修などを企画しております。10月18日～19日の尾山台フェスティバルでは当納連も出展いたしますので、皆様のお越しをお待ちしております。

広報部

広報部担当副会長 村上 妙



いつも玉川だよりをご覧いただき、有難うございます。

商店街の皆様にも多くのご協力をいただきながら少しでも組合員の皆様にお役に立てる税の情報も発信できるよう、広報部一丸となって「玉川だより」の充実努めてまいります。

監事

監事 大内 ヒロ
監事 関口 安夫



この度の役員改選にて、引き続き監事を仰せつかりました大内ヒロと関口安夫でございます。

振替納税制度の普及及び消費税完納推進活動など、租税の期限内完納の促進を図るとともに、玉川だよりの発行、研修会等の開催などにより、税に対する理解者・協力者の拡大に努めております。

また、国税庁との共催事業として、中学生の「税についての作文」事業を実施するなど、納税道義の高揚を図るための幅広い活動を行っています。

当会の更なる発展のために全力を尽くしてまいりますので、会員および関係者の皆様の、なお一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

意見交換会

令和7年7月28日
ピッツェリアマルデナポリ世田谷本店

玉川税務署新任幹部と 玉川納税貯蓄組合連合会との意見交換会

玉川税務署の定期異動に伴い、用賀のピッツェリアマルデナポリ世田谷本店にて新任の玉川税務署飯田署長はじめ、坪田副署長、岸管理運営第一部門統括官、二木国税徴収官にご臨席を賜わるなか、弊会役員、組合員も参加されご挨拶と活発な意見交換会を執り行うことができました。

飯田署長様より、ご経歴と今後の取組みについて、ご挨拶いただきました。



ご来賓挨拶の後、坪田副署長様の乾杯、その後懇談会がスタートいたしました。

ご来賓、金融機関様の紹介、世田谷区議会議員のご挨拶、納連の役員紹介、新会員の皆様のご紹

介の後、薪窯で焼き上げるピッツァ、本格イタリア料理の数々に、皆様ご満足いただける素晴らしい雰囲気の中、和やかに進み、滞りなく閉会となりました。

ご多忙のなか、ご臨席賜りました飯田署長、坪田副署長および署幹部の皆様、ご来賓の皆様、金融機関、組合員の皆様、役員の皆様、ささやかな会ではありましたが、あたたかな交流の場になりましたことは、皆様のご協力の賜物と心より深く感謝申し上げます。

広報部担当副会長 村上 妙



中学生の「税についての作文」の取り組みについて

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催事業として、中学生の「税についての作文」募集活動を行なっております。

これは将来を担う中学生の皆さんに、税について関心を持っていただき、税についての正しい知識と理解を深めていただくことを目的とした事業で、玉川納税貯蓄組合連合会においても最も重要な活動の一つです。

優秀な作品には、内閣総理大臣賞をはじめ総務大臣賞、財務大臣賞、文部科学大臣賞などが授与され、賞状及び記念品が贈呈されます。

令和6年度には全国で6,489校から435,572編の作品が寄せられ、各大臣賞や国税庁長官賞などを受賞されました。玉川納税貯蓄組合連合会では、玉川税務署管内から12校にご協力いただき、1,003編ものご応募をいただきました。数多くの優秀な作品の中から27編の作品が入選され、東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞・会長賞をはじめ、東京納税貯蓄組合連合会会長賞、玉川税務署長賞、玉川納税貯蓄組合連合会会長最優秀賞、世田谷都税事務所長賞、世田谷区長賞、東

京税理士会玉川支部長賞の各賞を9名の方が受賞されました。

「税についての作文」は毎年6月から9月初旬に募集されます。中学生の皆さん、この機会に税について考えてみませんか。皆さんからのご応募をお待ちしています。



玉川納税貯蓄組合連合会のホームページにて、令和6年度 税についての作文受賞作品を掲載しています。ぜひご覧ください。



小川写真館

館主 小川祐一郎(オガワ ユウイチロウ)

世田谷区中町5-31-15
(電話) 03-3703-0495
(営業時間) 8:00~20:00 (定休日) 不定休
※土日は18:00まで

現在の小川写真館は、2代目です。先代の小川亘生さんは、25歳から広尾の写真館で修業され1961年、30歳のとき中町で創業されました。当時カメラはまだまだ贅沢品でした。

家族の記念日には写真館で記念の写真を撮ったものでした。それでも写真館に行くことは特別なことで家族の幸せの記念を残す大事な家族のイベントでもありました。そこには緊張しながらも晴れやかな家族の笑顔が。そんな幸せな笑顔先代の亘生さんは撮り続けて来られました。幼稚園、小学校の行事にはかならず亘生さんの姿がありました。しかし、病に倒れ引退を決意。その頃、コダック社に2年勤務されていた祐一郎さんに小川写真館の2代目として後を託されました。その時には学校の仕事は全く無くなっていました。文字通りゼロからのスタートでした。まずは、消防署から営業をはじめ、消防団に入団し火事の現場写真を撮る仕事を頂きました。いまでも消防署の仕事は続いています。その間、保育園、幼稚園、小学校と地道に営業をかさねていきました。業の花保育園から始まり、紹介から紹介へと今では世田谷区全地域に広がりました。

しかし、スマホで素人が簡単に写真を撮る時代。フィルムからデジタルの時代に替わってほんの15年ほど、変化のスピードはとどまるところを知らない。

これからどんな時代が変わるか分からない今、写真館の真価が問われていると語る祐一郎さんですが、親子代々の写真館は、親子代々お世話になったと小川写真館で記念日の写真を撮りに訪れるお客様がいらっしゃるそうです。そんなお客様がいる限りこの仕事の意義は失われないと信じていると話されます。家族の歴史、その幸せの瞬間を温かく包み込むような写真を撮る

ことは写真館でしかできないことだと思います。

そんな写真を撮り続けたい、そして、生まれ育ったこの中町に恩返しと、中町商店会の発展に力を尽くしたいとの思いで、今年5月に中町商店会の会長に就任されました。是非この温かな写真館で家族の幸せの家族の肖像を残してはいかがでしょうか。

女性部担当副会長 廣部雅子



介護付有料老人ホーム **アルタクラッセ 二子玉川**

〈アルタクラッセ二子玉川〉についてのご相談・お問い合わせは…

0120-33-5943
TEL:03-5797-5144 FAX:03-5797-5162

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 3-40-21
e-mail: acfutakotamagawa_sc13@saint-care.com

  **セントケア東京株式会社**

新たな出会い・つながり・ひろがりをお大切にする、東京シティ信用金庫です。



玉川支店 世田谷区中町5-31-14
電話 03(3704)8211

春の納税キャンペーン

令和7年5月16日(金)
二子玉川駅改札前にて



令和7年5月16日(金)午後1時半より二子玉川駅改札前にて、世田谷都税事務所と玉川税務署、世田谷区役所、玉川納税貯蓄組合連合会が協力して恒例の春の納税キャンペーンを実施いたしました。自動車税の納付期限を間近に控えたこの時期に、各管轄区域内で毎年行われています。

キャンペーンを行う二子玉川駅改札前は、大型商業施設が隣接し、平日のお昼過ぎでも大勢のお買い物客や学生、お仕事の方などが行き来しています。なるべく通行の邪魔にならないよう気を付けながら、開

会式と参加者全員での記念撮影の後、都税事務所や税務署、区役所からのお知らせに生活に役立つPRグッズを添えて配布しました。

配布物は行き交う方々にお声がけして受け取っていただくのですが、昨今の物価高の影響か、自ら求めに来てくださる方が多かったのが例年とは違いました。

今回も東京小売酒販組合玉川支部のご厚意で事務所内のお部屋をご提供いただきまして、午前中に配布物の袋詰めをいたしました。ご多忙の中、キャンペーンにご参加くださった皆様、更にお時間を割いて袋詰め作業を引き受けてくださった皆様、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

広報部 日吉清美



写真：小川祐一郎 撮影

玉川税務署からのお知らせ

R7.07

納税証明書は**スマホ**で 「請求・受取」できます!

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマホ・タブレット・パソコンからe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット ①

いつでもどこでも!

スマホで完結!

タブレット
パソコンでも!

メリット ②

手数料がお得!

1税目1年度あたり**370円**
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

メリット ③

期間内[※]であれば
何度でも印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
※電子納税証明書の場合、e-Taxのメッセージボックスに90日保存されます。
その期限内であれば、何度でも使用可能です。

▼ オンラインで請求から受取までの流れ ▼

step 1 自宅・オフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
メインメニューの「申請・納付手続きを行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。
※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>

法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/corporate>

step 2 電子申請

必要事項を入力して送信
マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式note をご確認ください。

マイナンバーカード
が必要です!

デジタル庁
公式noteはコチラ。

step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書(PDF)をダウンロードできるようになります。

留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。
代理人の方が、業務として納税証明書の請求を行うことは、税理士法に規定する税務代理に該当します。

国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手続の仕方はこちらから

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.html

納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法は裏面へ



令和6年4月から

自動ダイレクト

が始まりました！

源泉所得税の納付にも、おススメ!!

自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。
 ※2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



操作方法

e-Taxで申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクト」の項目が表示されますので、チェックボックスにチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

※ チェックを付けると、自動ダイレクトが利用可能か、e-Taxで判定します。

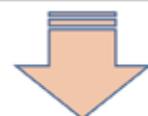
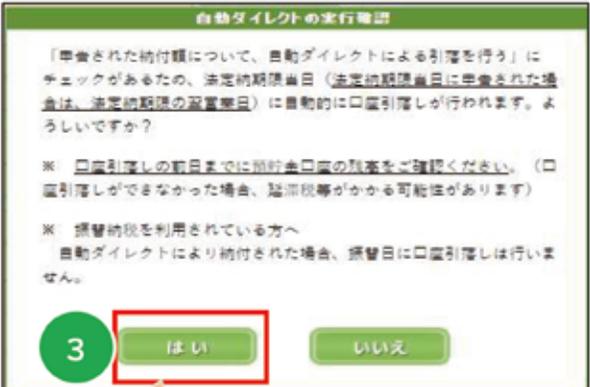


1

2

①チェックボックスにチェック!

②送信をクリック!

3

③確認してクリック!

4 送信まで終わったら

- 納付区分番号通知を確認
自動ダイレクトが利用できる場合、e-Taxに通知される「納付区分番号通知」に「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」と表示されます。
- 納付日に自動引落し
法定納期限当日(又は翌取引日※)に、自動で口座から引き落とされます(操作は不要)。
※法定納期限当日に申告した場合
- 納付完了通知
納付が完了したら、e-Taxに「ダイレクト納付完了通知」が通知されます。

※ 各画面は、会計ソフトで異なります。

世田谷区役所からのお知らせ

区税だより

納付方法について

◆「特別区民税・都民税・森林環境税」については、キャッシュレス決済や口座振替サービスなど、多様な納付方法があります。



区HP「納付方法」

キャッシュレス決済

◇地方税お支払いサイトやスマートフォン決済アプリから、簡単・便利に住民税の納付ができます。

地方税お支払いサイトからの納付はこちら



・地方税お支払いサイトでお支払い
納付書のeL-QR（二次元コード）を読み取り、上記サイトの案内手順に従い、クレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）による納付ができます。

※Pay-easy（ペイジー）による納付も可能です。
地方税お支払いサイトから納付書のeL-QR（二次元コード）を読み取り、メールによる確認手続きを経て、ペイジー番号を発行し、ATMで納付できます。
なお、納付上限額は支払機関によります。
納付書に記載の番号をATMに入力して支払うことはできませんので、ご注意ください。



・各種スマートフォン決済アプリでお支払い
納付書のeL-QR（二次元コード）を読み取り、納付ができます。
例：au PAY、d払い、J-Coin、PayPay、楽天ペイ、ファミペイ
※納付上限額はアプリによります。

口座振替サービス

◇現年度分の「特別区民税・都民税・森林環境税」について、各納期限に口座引き落としができ、納付忘れを防ぐことができます。

・Web口座振替受付サービスによる申込み
インターネットを利用して申し込みができます。



区HP「Web口座振替受付サービス利用のご案内」

期限内納付 Web口座登録の促進!



サイケンくん
区民税や国保料等に対し、収納率向上と滞納整理強化を目的とした計画である、「債権（サイケン）管理重点プラン」のキャラクター

注) 特別徴収分の納入に関しては、上記の方法はご利用いただけません。
納入にあたっては、eL-TAX(エルタックス)または現金でお願いいたします。

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアのマルチコピー機から証明書が発行できます。(コンビニエンスストア：200円/区窓口：300円) 課税(非課税)証明書は直近1年度分、納税証明書は直近2年度分の発行が可能です。

事業所の方へ（特別徴収について）

従業員の方の住民税は、原則、毎月の給与から特別徴収し、翌月10日までに納入いただきます。また、給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、納期の特例の適用により、区への納入を年2回にすることができます。適用を希望する場合は、郵送または電子申請により届出ください。

【お問い合わせ先】納税課 収納・税証明係 03-5432-2197

世田谷区納税業務案内センターをご利用ください TEL03-6413-7561

住民税等の納付方法、課税(非課税)証明書・納税証明書等の取得方法について、一般的な問い合わせを受け付けています。
受付時間：月～金(祝日、年末年始除く) 午前9時～午後5時

世田谷都税事務所からのお知らせ

都税だより

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 📍 おうちで今、納付できます!
- 📍 スマホ決済アプリで納付書の地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部にeL-QRが掲載

注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続き完了後に納付を取り消すことはできません。
- eL-QRのない納付書については、上記の方法で納付できません。

詳細は、東京都主税局HPをご確認ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。
※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることで納付できます。
利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局HPをご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

来所せずにお手続きができます!

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。



主税局HP

申告

- ✓ 電子申告
 - ・eLTAX
 - ・LoGo フォーム
- ✓ 郵送 (所管事務所 宛)

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・eLTAX
 - ・LoGo フォーム
- ✓ 郵送 (所管事務所 宛)_(一部の手續を除く)

納付

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー (インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM)
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明書等の取得

- ✓ 郵送
 - 〒112-8787
 - 東京都文京区春日1-16-21
 - 都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
 - 申請方法は東京都主税局ホームページをご覧ください。

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、東京都主税局ホームページをご覧ください。

これからも皆さまとともに

ふれあいを大切に



世田谷信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/setagaya>

用賀支店

TEL : (03) 3700-7126
〒158-0097 世田谷区用賀2-39-17

等々力支店

TEL : (03) 3701-1141
〒158-0082 世田谷区等々力3-13-1

玉川支店

TEL : (03) 3708-1281
〒158-0094 世田谷区玉川3-19-1

**地域の皆様のお困りごとを解決する
お客様応援企業をめざします!**

■管内の店舗

奥沢支店 〒158-0083 世田谷区奥沢3-30-14 TEL03-3720-4151(代)

玉川支店 〒158-0082 世田谷区等々力3-8-1 TEL03-3701-2156(代)

瀬田支店 〒158-0095 世田谷区瀬田3-3-5 TEL03-3700-7181(代)

深沢支店 〒154-0012 世田谷区駒沢5-15-12 TEL03-3705-5511(代)

用賀支店 〒158-0097 世田谷区用賀3-27-4 TEL03-3707-5611(代)

等々力支店 〒158-0082 世田谷区等々力2-7-2 TEL03-3702-3851(代)

駒沢支店桜新町出張所 〒154-0012 世田谷区駒沢3-27-1-101 TEL03-3412-8541(代)



<https://www.jsbank.co.jp>



城南信用金庫

© 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL No. L660447

あなたの街のパートナー

共立信用組合

用賀支店

世田谷区用賀3-14-3

☎ 3700-1777

この街の“ホームドクター”、しばしんが豊かな暮らしを応援します。

SHIBASHIN



芝信用金庫

尾山台支店 等々力2-18-13 ☎3704-5121 (代)

桜新町支店 桜新町2-1-5 ☎3429-2331 (代)

深沢支店 深沢1-12-12 ☎3702-6111 (代)

<http://www.shibashin.jp>